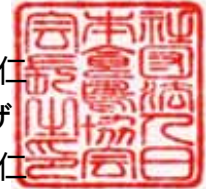


日鳥協発第18-218号  
平成19年2月1日

関係各位様

(社)日本食鳥協会  
会長 芳賀 仁  
高病原性鳥インフルエンザ  
関係対策本部長 芳賀 仁



食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生  
部会第23回家きん疾病小委員会の概要のお知らせ

表記のことについて、農林水産省では小委員会を昨夜予定通りに開催され、高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対応の実施状況について議論、整理された上で、今後の対応について整理され、別紙の通りとされましたのでお知らせいたします。

なお、引き続き、特定家畜伝染病のまん延防止に特段のご協力をお願いしますとともに、もしもさらなる発生があった場合においても、これまで同様、早期通報方をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第23回家きん疾病小委員会の概要について」

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## 別紙

プレスリリース

平成19年1月31日

農 林 水 産 省

### 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第23回家きん 疾病小委員会の概要について

本日開催した標記について、概要を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

#### 【参考】

- 1 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

- 2 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会概要等

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/kanbou/seisaku\\_shouhi.htm](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/seisaku_shouhi.htm)

#### 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

#### 問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

代 表 : 03-3502-8111

担 当 : 小倉 (内線 3008)、星野 (内線 3220)

直 通 : 03-3502-8292

当資料のホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

(概 要)

1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対応の実施状況

○事務局から、これまでの発生の概要、発生農場及び移動制限区域内の周辺農場における防疫措置、清浄性確認検査の状況等が報告された。

○委員による議論の結果以下の事項が整理された。

- ・一連の発生では早期通報が徹底されており、防疫指針に沿った防疫措置も迅速に実施されている。また、早期通報もその一因であるが、1例目、3例目の周辺農場や愛玩鳥飼養場所の検査成績からみて、ウイルスの農場内での感染は限定的であるといえる。
- ・今回、わが国へのウイルスの侵入には、野鳥が役割を演じた可能性も否定できないことから、感染経路究明にあたっては、環境省と十分連携を図りながら調査を進めることが必要である。
- ・発生が相次いでいることから、引き続き早期通報の徹底を行うとともに、各農場における発生予防措置について、よりきめ細かな指導が必要である。このため、ウイルスの農場への侵入防止策として、農場・鶏舎の消毒薬の頻繁な交換、具体的な消毒方法、野鳥の侵入防除のための防鳥ネットの張り方など具体的な衛生対策について確認し指導を行うことが必要とされた。

2 今後の対応

○委員による議論の結果、以下の事項が整理された

- ・農場における発生予防措置の具体的な方法については、委員の意見も踏まえながら、引き続き必要な情報を提供することとされた。

- ・発生時の周辺農場の清浄性確認は迅速に行う必要があることから、今後、効果的に防疫活動を図るためにも、発生農場の防疫作業従事者と清浄性確認検査実施者の分担を明確にした上で、発生と同時に第1次清浄性確認検査に着手することは適当とされた。
- ・これまでの発生状況からみて、第1次清浄性確認検査において、周辺農場での感染が確認されない場合は、防疫指針に沿って半径5～10kmの範囲は搬出制限区域とする。また、搬出制限区域の鶏については、発生農場と疫学的に関連のある農場を除き、防疫上の条件を付して食鳥処理場へ出荷して差し支えないとされた。
- ・岡山県高梁市において設定されている移動制限区域内の周辺農家における鶏卵の出荷については、宮崎県清武町の対応と同様に、防疫指針に基づく措置を確実に実施した上で出荷することは差し支えないとされた。
- ・各発生での防疫措置は適切に実施できており、現段階で緊急ワクチン接種は必要ないとされた。